

EUの リスボン 条約

- EUの現行基本条約を改訂するもの(2007年12月署名)。
- 金融経済危機を受けて、リスボン条約の早期発効を望む声が高まった。
- 2008年6月、アイルランド国民投票で批准が否決されたが、2009年10月2日のアイルランド再国民投票で批准を可決。2010年初め発効の見通し。

背景

急速なEU拡大

加盟国が一致できない問題が増加(イラク、農業予算等)。

新たな課題の出現

テロ、気候変動問題等

発効する と

- 外交体制の強化や機構の効率化を通じ、国際社会におけるEUの発言力が強化。
- グローバルな新たな課題へのEUの対応能力が強化。

一つの声で発言

- 6か月交替の議長国首脳に代わる常任(任期2年半)の欧州理事会議長を創設。
- EU外務大臣相当の外務・安全保障上級代表、外務省相当の対外活動庁を創設。

機構の効率化

- EU理事会の意思決定で、多数決制の適用分野拡大(基本的に外交政策以外全て)。
- 複雑な法体系を整理し簡素化。

民主的統制強化

- 立法における欧州議会の権限が強化。

EUの政策領域 拡大

- テロ対策、気候変動への対処をEUの政策領域に追加。